

●規程改正の概要

要 旨	<p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う「就業規則」の改正を行う。</p> <p>2 ボランティア休暇及び天変地変による住居滅失休暇について「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の改正を行う。</p> <p>3 天変地変による住居滅失休暇等及び通勤手当に相当する報酬額について「非常勤嘱託等就業規則」の改正を行う。</p> <p>4 天変地変による住居滅失休暇等について「臨時職員等就業規則」の改正を行う。</p>
内 容	<p>1. 「就業規則」</p> <p>任期付短時間勤務職員についても地方公務員の育児休業等に関する法律、山梨県職員の育児休業等に関する条例及び山梨県職員の育児休業等に関する規則が適用されるよう改正。(第2条第1項及び第2項)</p> <p>2. 「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」</p> <p>① 「ボランティア休暇」について、平成23年12月31までの間、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、被災者を支援する活動を行う場合は、年7日（現行年5日）まで取得することができるよう改正。(附則第3条(第18条の表4の項の読み替))</p> <p>② 「天災地変による住居滅失休暇」について、一時避難並びに職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないときを休暇の対象とするよう改正。(第18条の表18の項)</p> <p>3. 「非常勤嘱託等就業規則」</p> <p>① 通勤手当に相当する報酬の額を計算する際の月1万円を超える部分を2分の1とする計算方法の廃止。(第16条の8、別表5、別表6)</p> <p>② 一般職員に準拠した「天災地変による住居滅失休暇」及び「交通機関の事故等による不可抗力休暇」を新設。(別表3)</p> <p>4. 「臨時職員等就業規則」</p> <p>一般職員に準拠した「天災地変による住居滅失休暇」及び「交通機関の事故等による不可抗力休暇」を新設。(別表1)</p>
施行期日	平成23年7月1日から施行する。 ただし、3①の改正については平成23年4月1日から適用する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則
新規制表

新規制	旧規制
(適用範囲)	(適用範囲)

第2条 この規則は、法人に勤務する一般職の地方公務員であつて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地獨法」という。）第54条第1項に規定する常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下「職員」という。）に適用する。

2 非常勤職員（前項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員に適用する就業規則は、別に定める。

第2条 この規則は、法人に勤務する一般職の地方公務員であつて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地獨法」という。）第54条第1項に規定する常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定により採用された職員を含む。以下「職員」という。）に適用する。

2 非常勤職員（臨時に任用する職員を含む。）に適用する就業規則は、別に定める。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新規

新規		1日	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。		第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。	
特別休暇の種類	事由	期間	期間
1~17 略	略	1~17 略	略
18 天災地変による住居滅失休暇	そのつど必要と認める期間	天災地変による住居滅失休暇	そのつど必要と認める期間
	その他の天災地変により次 のいずれかに該当する 場合で、職員が	その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は 損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は 損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

	<u>一時的に避難している場合</u>		
	<p><u>二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合</u></p>		略

略
第1条・第2条
附 則

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

略 第2条・第1条

第3条 平成23年7月1日から平成23年12月31日までの間に
おける第18条の表4の項の適用については、同項中「5日」とあ
る的是「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第
118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域
内において、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東

日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の
配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあつては、7日)
以内」とする。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 読書表
言え書後(平成23年12月31日までの間に限る。)

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。

特別休暇の種類	事由	期間
1~3 略	略	1の年における期間とし、5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布そ
4 ポランティア休暇	略	4 ポランティア休暇

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。

特別休暇の種類	事由	期間
1~3 略	略	略
4 ポランティア休暇	4 ポランティア休暇	1の年における期間とし、5日

読書表印

		他の被災者を支援する活動を行う場合にあっては、7日)以内	
5~19	略	略	略
		以内	

非常勤嘱託医等就業規則 新1日対照表

新

(報酬)

第16条 略
2~7 略

8 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師のうち、法人職員給与規程の例により通勤手当の支給対象となる者については、次の各号の職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を報酬として支給する。ただし、支給限度額を月15,000円とする。

一 略
二 略
9~12 略

(報酬)

第16条 略
2~7 略

8 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師のうち、法人職員給与規程の例により通勤手当の支給対象となる者については、次の各号の職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を報酬として支給する。ただし、その額が月10,000円を超えるときは、その額と10,000円との差額の2分の1（加算限度額5,000円）を10,000円に加算した額とする。

一 略
二 略
9~12 略

別表3(有給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
公民権行使休暇	略	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇
生理休暇	略	生理休暇

別表3(有給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
公民権行使休暇		
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇
生理休暇	略	生理休暇

忌引	略
非常災害による交通遮断休暇	略
天災地変による住居滅失休暇	一般職員の「天災地変による住居滅失休暇」の例による。
交通機関の事故等による不可抗力休暇	一般職員の「交通機関の事故等による不可抗力休暇」の例による。
傷病休暇	略
特別休暇	略

別表5(第16条関係)

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	略	
特別報酬	略	略
宿直又は日直に対する報酬	略	宿直又は日直に対する報酬
時間外勤務に対する報酬	略	時間外勤務に対する報酬
通勤手当に相当する報酬	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

忌引	略
非常災害による交通遮断休暇	非常災害による交通遮断休暇
天災地変による住居滅失休暇	天災地変による住居滅失休暇
交通機関の事故等による不可抗力休暇	交通機関の事故等による不可抗力休暇
傷病休暇	傷病休暇
特別休暇	特別休暇

別表5(第16条関係)

報酬の内容	報酬額	備考
報酬	略	
特別報酬	略	略
宿直又は日直に対する報酬	略	宿直又は日直に対する報酬
時間外勤務に対する報酬	略	時間外勤務に対する報酬
通勤手当に相当する報酬	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

	。ただし、支給限度額は月 15, 000 円。
1	略
2	略

別表 6 (第 16 条関係)

	報酬の内容	報酬額	備考
報酬	略		
特別報酬	略		
通勤手当に相当する報酬	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） 。ただし、支給限度額は月 15, 000 円。		
第 1 年 次 研 修 医			
1	略		
2	略		

別表 6 (第 16 条関係)

	報酬の内容	報酬額	備考
報酬	略		
特別報酬	略		
通勤手当に相当する報酬	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） 。ただし、支給限度額は月 15, 000 円。		
第 1 年 次 研 修 医			
1	略		
2	略		

	する。ただし、その額が 10, 000 円を超えるときは、その額と 10, 000 円との差額の 2 分の 1 (加算限度額 5, 000 円) を 10, 000 円に加算した額とする
1	略
2	略

特別報酬	略	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） _____。 ただし、支給限度額は月15,000円。 _____	略
通勤手当に相当する報酬	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） _____。 ただし、支給限度額は月15,000円。 _____	略	正規医師の例により通勤手当の対象となる専修医については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額） _____。 ただし、その額が10,000円を超えるときは、その額と10,000円との差額の2分の1（加算限度額5,000円）を10,000円に加算した額とする _____
第2年次研修医	1 略 旦 略	宿直又は日直に対する報酬	1 略 2 略
		宿直又は日直に対する報酬	略

臣館時職員等就業規則
新規1日支寸照表

新規

別表1 (第15条関係)

休暇の原因	承認を与える期間等	備考
年次休暇	略	略
公民権行使休暇		
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	略	
忌引	略	
傷病休暇	略	
生理休暇	略	
非常災害による交通遮断休暇	略	
天災地変による住居滅失休暇	一般職員の「天災地変による住居滅失休暇」の例による。	
交通事故による不可抗力休暇	一般職員の「交通事故の事故等による不可抗力休暇」の例による。	
特別休暇	略	

別表1 (第15条関係)

休暇の原因	承認を与える期間等	備考
年次休暇	略	
公民権行使休暇	略	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	略	
忌引	略	
傷病休暇	略	
生理休暇	略	
非常災害による交通遮断休暇	略	
天災地変による住居滅失休暇	一般職員の「天災地変による住居滅失休暇」の例による。	
交通事故による不可抗力休暇	一般職員の「交通事故の事故等による不可抗力休暇」の例による。	
特別休暇	略	

1日

1日